



入学したい学校が選べる 学校選択の結果をお知らせします

問い合わせ
総務学事課 ☎59-2185

令和5年度に新入学する予定の児童・生徒で、入学したい学校が選べる「学校選択制」について、申し込み結果は次のとおりとなりました。

学校選択希望申請結果 (令和4年12月9日現在)

小学校		1年
玖波	方竹	2人
小方	大竹	5人
大		4人

中学校		1年
玖波	方竹	0人
小方	大竹	6人
大		0人

申請期間

令和4年11月1日～9日
いずれの学校も抽選を実施しました。なお、市外から転入した方で、希望校の受け入れが可能な場合は、学校選択の申請ができますので問い合わせてください。

指定校変更・区域外就学

学校選択制の他に、保護者の申し出により、別の学校に就学できる制度があります。

○指定校変更
市内で、学校区外に住所を移した場合【例】大竹小学校区の新町地区から小方小学校区の小方地区へ、原則転校する必要がありますが、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

○区域外就学

市外に住所を移した場合、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。
なお、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。

就学援助制度があります

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

対象

- 生活保護の受給
- 生活保護が停止、または廃止
- 市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免（家屋新築による減額ではありません）
- 国民年金の掛け金が免除
- 国民健康保険料の減免または徴収猶予
- 児童扶養手当の受給（児童手当ではありません）
- 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- 雇用保険の失業給付の受給
- 経済的に就学が困難
- ※⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が必要額の1・24倍以下が対象です。

援助費目

- 認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。
- ※変更する場合があります。
- 学用品費
学習に直接必要なもの
- 校外活動費
参加するために直接必要な見学

料、交通費など

- 新入学児童生徒学用品費など
新入学に要するもの
 - 修学旅行費
修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など
 - 給食費
学校給食費
 - 医療費
学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費
 - オンライン学習通信費
家庭におけるオンライン学習に用いる通信費の一部（持ち帰り学習を実施する学年・期間のみ）
- 申請受付期間
1月4日(水)～2月10日(金)
- ※この期間以降も随時受け付けていますが、認定月が遅れる場合があります。必要書類の提出が遅れる場合は相談してください。また、令和4年度分申請は随時受け付けています。
- 提出先
総務学事課または就学（予定）先の小・中学校

おたけ。ごみ事情 No.54

ゴミ出しの時間は、必ず守ろう

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

ごみステーションへのごみ出しは、「決められた収集日の午前6時から午前8時30分までの間」で、それ以外の時間に出すことはできません。ごみの早出し（前夜に出すなど）により、早朝、夜間にクラスなどの動物がごみ袋を破ってごみをあさり、散乱させることが多発しています。

ごみステーションの近くに住んでいる方の気持ちになって、ごみ出しの時間は必ず守りましょう。

水切りについて

クラスがごみ袋を破くなどし、袋の中の水分が漏れ出すと、ごみステーションが不衛生となります。

生ごみは水切りして出すようお願いいたします。
また、このような理由から、汁物の食べ残しをそのままごみ袋に入れることは絶対にしないようお願いいたします。

啓発看板を配付しています

ごみステーションを適切に管理し

てもらうため、ごみステーションに掲示する啓発看板やのぼり旗を配布しています。
必要な場合は、リサイクルセンターまたは環境整備係 ☎592154 に連絡してください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動
1月のテーマ
やってみようエコな買い物!
～使い切れないものは買わず、必要な分だけ購入～
家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154

選挙に関する「まめ」知識 ③ 政治家を応援するには?



問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

選挙に関するちょっとした疑問にお答えするシリーズです。

質問

インターネットを使用して、政治家を応援してもよいのですか?

答え

平成25年4月の公職選挙法改正により、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。ただし、禁止されている行為もありますので、注意してください。

- ①有権者のできるインターネットを使った選挙運動
ウェブページ、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワーク

「まめ」知識

選挙運動とは

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的に、投票を得る（得させる）ため、直接・間接に必要かつ有利な行為を行うことをいいます。

選挙運動ができる期間とは

立候補届が受理された時から、選挙日の前日までです。

禁止されていることの例

- 年齢満18歳未満の方が選挙運動をすること
- 選挙運動期間外に選挙運動をすること
- 有権者が電子メールを使って選挙運動をすること
- 選挙運動用のホームページや選挙運動用の電子メールなどを印刷して頒布すること



18歳・19歳・20歳の皆さん ご用心!

大人になると増える、こんな消費者トラブル ～18歳から大人～

- 18歳から大人「18・19・20歳に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選」
- 若者から多く寄せられる消費者トラブルについて学び、被害を未然に防ぎましょう。
- 1 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル
 - 2 エステや美容医療などの「美容関連」トラブル
 - 3 健康食品や化粧品などの「定期購入」トラブル
 - 4 誇大な広告や知り合った相

- 5 出会い系サイトやマッチングアプリなどの「出会い系」トラブル
- 6 デート商法などの「異性・恋愛関連」トラブル
- 7 就活商法やオーディション商法などの「仕事関連」トラブル
- 8 賃貸住宅や電力の契約など「新生活関連」トラブル
- 9 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの

問い合わせ
消費生活センター（産業振興課内）
☎57-3236
【相談日】
火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時
消費者ホットライン ☎188
【相談日】
原則毎日、消費生活相談窓口を案内
（年末年始を除く）



ひっかからないカモくん

- 10 スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル
- トラブルに遭わないためには？
- 契約する前によく考えましょう。その日のうちに契約せず、身内や信頼できる友達などに相談しましょう。
 - うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。
 - クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。
 - 借金を勧める業者には注意しましょう。クレジット契約も慎重に。
 - 困ったときは消費生活センターに相談しましょう。（国民生活センター発表情報 2022年2月28日公表、政府広報オンライン「18歳、19歳、20歳の皆さん、ご用心！ 大人になると増える、こんな消費者トラブル」18歳から大人より）



20歳から、国民年金加入

国民年金は、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所がある20歳から60歳までの全ての方に加入が義務付けられています。

加入の手続きは どうすればいいの？

学生や自営業者などの方（フリーターや無職の方も含まれます）は、国民年金（第1号被保険者）に該当し、20歳になった方から自動的に加入となりますので、手続きは不要です。（20歳になったこと以外で、国民年金に該当する場合は、手続きが必要になります）20歳の誕生日を過ぎた後に保険料納付書と基礎年金番号通知書などが、それぞれ郵送されます。

社会保険に加入しているサラリーマンや公務員の方（第2号被保険者）、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）は、勤務先での手続きとなります。

国民年金の良いところは？

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所がある20歳から60歳までの全ての方に加入が義務付けられています。

加入の手続きは どうすればいいの？

学生や自営業者などの方（フリーターや無職の方も含まれます）は、国民年金（第1号被保険者）に該当し、20歳になった方から自動的に加入となりますので、手続きは不要です。（20歳になったこと以外で、国民年金に該当する場合は、手続きが必要になります）20歳の誕生日を過ぎた後に保険料納付書と基礎年金番号通知書などが、それぞれ郵送されます。

社会保険に加入しているサラリーマンや公務員の方（第2号被保険者）、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）は、勤務先での手続きとなります。

国民年金の良いところは？

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所がある20歳から60歳までの全ての方に加入が義務付けられています。

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

知るよマイナンバー#10 電子証明書って なんだろう？

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2143



皆さん、マイナンバーカードを持っていませんか。マイナンバーカードのメリットの一つにカードに格納する（つける）ことができる「電子証明書」があります。カードを持っている人は、カードを申請した時や受け取った時に電子証明書を使う際の暗証番号を決められたのではないのでしょうか。

今回はこの電子証明書についてのお話です。

オンラインでの本人確認手段

マイナンバーカードには公的個人認証サービスによる2つの電子証明書をつけることができます。（カード裏面のICチップに格納できます）

公的個人認証サービスとは、オンラインで（インター

ネットを通じて）申請や届け出といった行政手続きやインターネットサイトにログインをするときに他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

2つの電子証明書

電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類があります。

① **署名用電子証明書**

氏名・住所・生年月日・性別の4情報が記載され、電子文書を送信する際に使用します。インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します。「作成・送信した電子文書が利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」

を証明することができます。利用する際は、6文字以上の英数字の暗証番号が必要です。【例：e・T・a・xの確定申告など（今後、他市町への転出手続きなどにも利用できるようになります）】

② **利用者証明用電子証明書**

マイナポータル（※注）やコンビニ交付の利用時などに本人であることを証明する際に使用します。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。利用する際は、4桁の暗証番号が必要です。【例：マイナポイント申し込み、健康保険証利用など】

マイナンバーカードに電子証明書を「つける・つけない」は選択できます。ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方は、原則署名用電子証明書をつけることができます。で、注意してください。

（※注）マイナポータルとは、子育てや介護など、行政手続きのオンライン窓口のこと。オンライン申請のほか、行政機関などが保有する自分の情報や行政機関からのお知らせを確認できます。

予約制/ マイナンバーカード 夜間・休日受け取り

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

マイナンバーカードを申請した方で、交付通知書（はがき）が届いた方を対象に、夜間・休日受取窓口を開設します。平日の開庁時間（8時30分～17時15分）にマイナンバーカードの受け取りができない方は利用してください。

夜間・休日のマイナンバーカード受け取りには事前予約が必要です。

※平日開庁時間内の受け取りに予約は必要ありません。

と き
下表のとおり

1月のマイナンバーカード 夜間・休日受取窓口開設予定		
1月	5日(木)、19日(木)	17時30分～19時30分
	14日(土)、29日(日)	9時～12時

※事前予約が必要です。（予約のない日は開設しません）
※2月以降の開設予定も随時お知らせします。

と き
市民税務課戸籍住民係（本庁2階③番窓口）
申し込み
前開庁日17時までに市民税務課戸籍住民係へ予約をしてください。

注意事項
予約状況により希望に添えない場合があります。ご了承ください。

お知らせ
令和5年3月末までマイナンバーカードの夜間・休日受取窓口を定期的（月4回程度）に開設します。ぜひ、利用してください。